

附属機関等の設置及び運営指針

平成12年4月1日策定
平成14年4月1日改正
平成15年4月1日改正
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成23年4月1日改正
令和3年4月1日改正

1 目的

この指針は、行政の簡素化の観点から附属機関等の設置を必要最小限に抑制するとともに、参画と協働による行政を推進するため、委員の公募を含め幅広い人材からの委員の選任や会議の公開などを進め、会議運営の一層の合理化、活性化及び透明性の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この指針において「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）及び要綱等に基づき設置する協議会、委員会等で、次の要件をすべて満たすもの（以下「協議会等」という。）をいう。

- (1) 委員に県職員以外の者が入っているもの
- (2) 委員に対し、報償費、旅費等を支給するもの
- (3) 設置期間が1年を超えるもの

3 附属機関等の設置

(1) 新設

次の要件を満たさない附属機関等は、設置しないものとする。ただし、法律により設置が義務付けられているものは、この限りではない。

ア 設置目的が明確であり、それを達成するために、次の事項について調査審議等を行う必要があるもの。

- (ア) 利害調整を図る必要のあるもの
- (イ) 客観性又は中立性を必要とするもの
- (ウ) 推進すべき政策課題について、特別の知識、情報等を特に必要とするもの
- (エ) その他附属機関等による調査審議等を必要とする特別な理由があるもの

イ 設置しない場合には具体的な支障が発生することが明らかなもの。

ウ 類似の附属機関等で対応できない事項について調査審議等を行うもの。

(2) 既存の附属機関等の統廃合・休止

ア 廃止

次のいずれかに該当する附属機関等は廃止するものとする。

(ア) 設置目的が達成されたもの

ただし、設置目的の達成の判断に当たっては、事業や計画の見直し等行政目的を達成するためのフォローアップ等の必要性を考慮するものとする。

(イ) 社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの

(ウ) 次に掲げるものを除き、5年以上にわたって休止（会議を開催せず、委員の任期が経過した時点で新たな選任を行わないことをいう。以下同じ。）の状態にあるもの。

a 法律に基づき設置が義務付けられているもの

b 紛争のあっせんや調停を所掌するもの

c 今後の具体的な審議事項の発生が想定されるもの

(エ) 他の行政手段等で代替可能なもの

イ 統合

設置目的、所掌事務又は構成員が他の附属機関等と類似又は重複しており、行政の総合性、効率性を見地から統合が望ましい附属機関等は、統合するものとする。

ウ 休止

当面の具体的な審議事項が予定されていない附属機関等は、休止するものとする。

(3) 協議会等の終期の設定

協議会等の設置期間は、3年を限度とするものとする。

なお、設置目的を達成するため特に必要な場合には、設置期間の延長を行うものとする。

4 附属機関等の運営

(1) 委員の選任

ア 附属機関の委員の選任（再任を含む。以下同じ。）

(ア) 県職員については、特別の事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。

(イ) 同一附属機関において継続して10年を超えて就任している者については、原則として当該附属機関の委員に再任しないものとする。

(ウ) 4以上の附属機関の委員に就任している者については、原則として委員に選任しないものとする。

(エ) 委員の再任に当たっては、前任期間中の出席率を考慮するよう努めるものとする。

(オ) 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体職員の委員の選任に当たっては、調査審議等を行うそれぞれの分野の専門的な意見等の聴取が期待できる者の選任に努めるものとする。

イ 協議会等への委員の選任

附属機関に準じて選任するように努めるものとする。

(2) 委員の数

委員の数については、原則として20人以内とし、これを上回る必要がある場合であっても、次に掲げる場合を除き、30人を超えないものとする。

(ア) 法令で委員構成が定められている場合

- (イ) 設置の目的からみて、関係者間の幅広い意見交換、意思統一等が必要であり、人数を30人以内に削減すると設置の目的が達せられない場合
 - (ウ) その他委員の数を30人以内とすることができない特別な事情がある場合
- なお、やむを得ず委員の数が20人を超える附属機関等にあつては、部会や小委員会等の活用に努めるものとする。

(3) 委員の構成

- ア 委員の選任に当たっては、当該附属機関等の設置の目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡がとれ、幅広い分野、年齢層の委員構成となるよう留意するものとする。
- イ 「男女共同参画社会づくり条例」及び「ひょうご男女いきいきプラン2025」に基づき、女性委員の積極的な登用を図り、全委員に占める女性委員の割合を40%以上とするよう努めるものとする。
- ウ 公募による委員の選任等、当該附属機関等の設置の目的を踏まえた幅広い委員の選任方法を採用するよう努めるものとする。

(4) 会議の公開等

- ア 会議の公開
 - (ア) 附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開に努めるものとする。
 - a 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - b 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - (イ) 会議を開催する場合は、事前に県民が、その開催日時、開催場所等を知ることができるよう十分な周知を行うものとする。
- イ 議事内容等の情報の提供
 - (ア) 会議の終了後、速やかにその議事録及び会議資料又は議事要旨の公表に努めるものとする。
 - (イ) 附属機関等の委員を選任した場合は、原則として委員の氏名等を選任後速やかに公表するものとする。
 - (ウ) 議事内容等の情報の提供に当たっては、個人情報保護に留意するとともに、文書課での備え付けやインターネットなどの活用を図るものとする。

(5) 会議資料の事前配布

会議資料は出席予定者が十分に検討できるよう、事前に配布するよう努めるものとする。

(6) 関係部局との連携

審議事項が複数の部局にまたがるものである場合には、事務局において関係部局と緊密な連携を図ることにより、円滑で効果的な審議が行えるよう努めるものとする。